

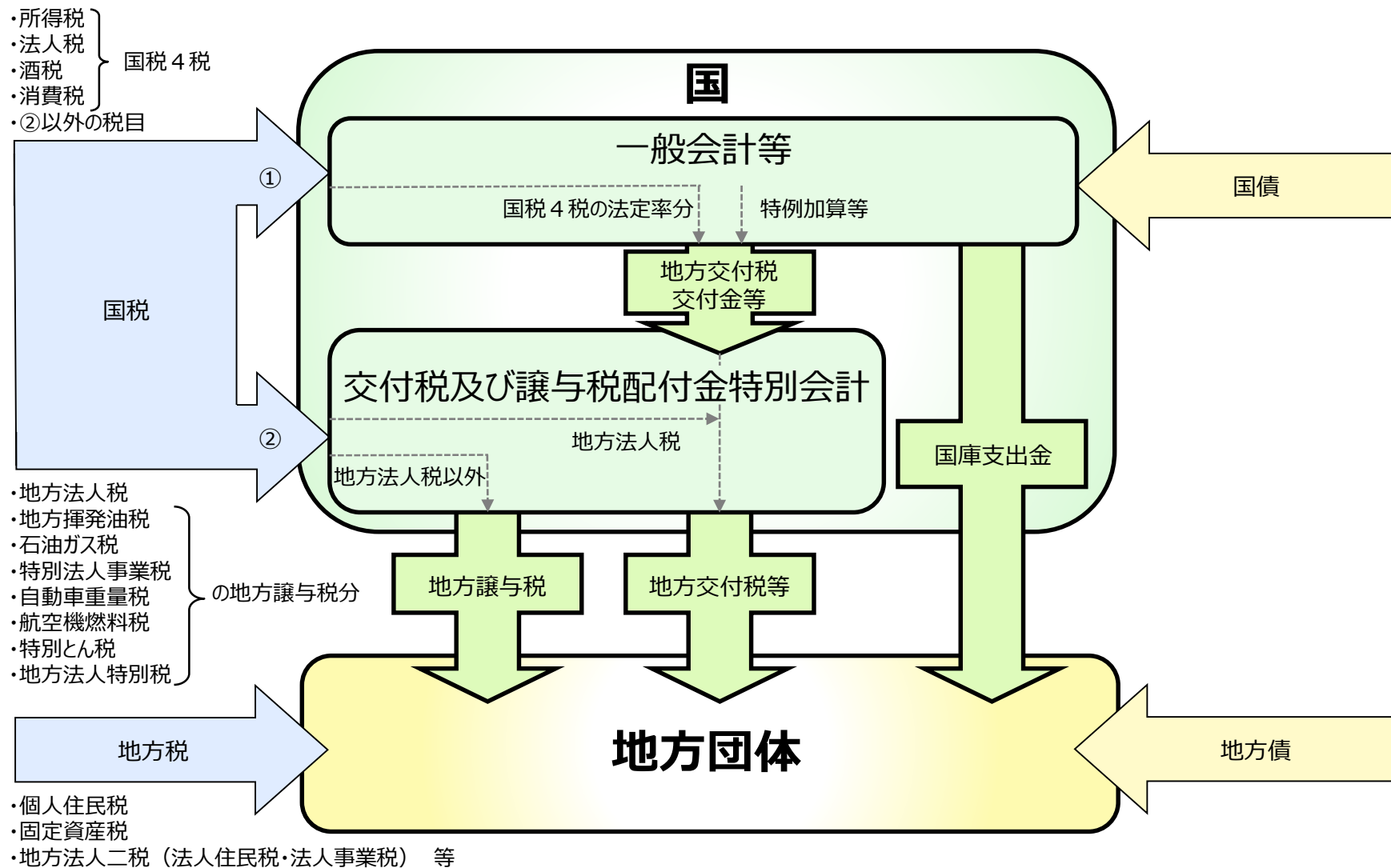
地方財政 (参考資料)

財務省

2020年11月 2 日

地方団体への資金の流れ

○ 地方団体の主な歳入は、地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債。



マクロの地方交付税総額とミクロの地方交付税配分額

- 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

予算編成時（9月～12月）

1. 全団体（都道府県及び市町村）の歳出歳入を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

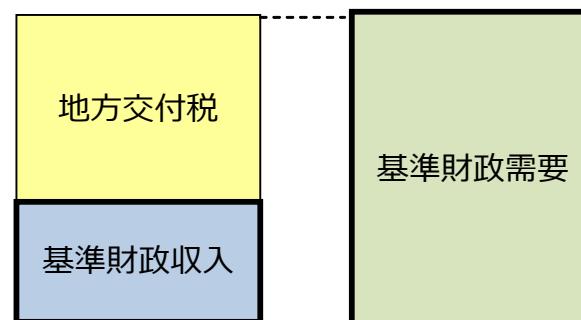
予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各団体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】

歳出	歳入
給与関係費	歳出歳入ギャップを補てん ⇒ 交付税総額の決定
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

【各団体の普通交付税算定】



⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

⇒ 普通交付税（交付税の94%）：7月に決定
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定
総務省が決定

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】（総務省ＨＰより）

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

地方交付税 法定率の推移

(単位: %)

年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1954 (昭29)	(当初予算) 所得税 19.66 法人税 19.66 酒 税 20.0 (補正後予算) 所得税 19.874 法人税 19.874 酒 税 20.0		
1955 (昭30)	22.0		
1956 (昭31)	25.0		
1957 (昭32)	26.0		
1958 (昭33)	27.5		
1959 (昭34)	28.5		
1961 (昭36)			
1962 (昭37)	28.9		
1964 (昭39)			
1965 (昭40)	29.5		
1966 (昭41)	32.0		
1988 (昭63)			
1989 (平元)	32.0	24.0	25.0
1996 (平8)			

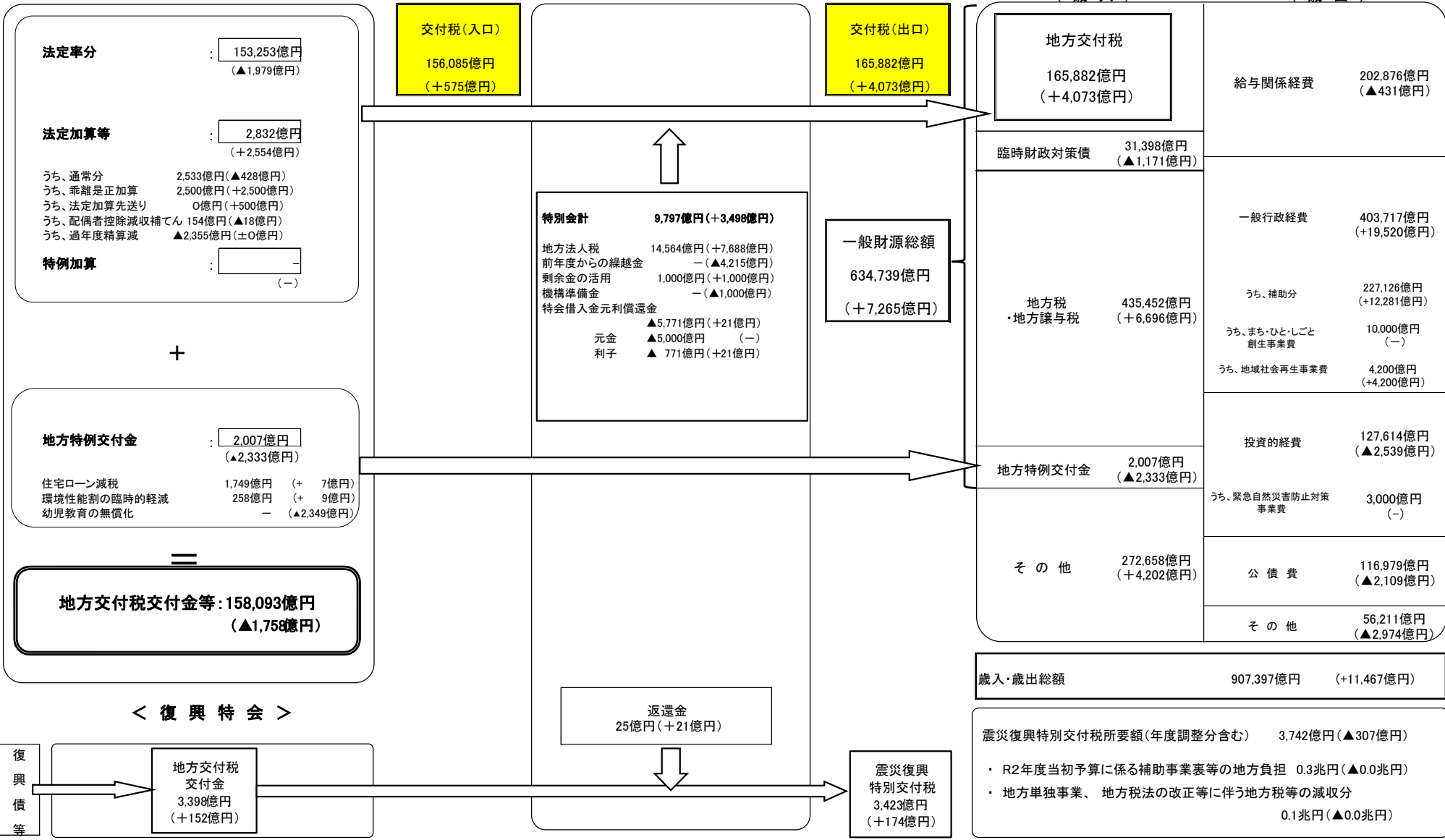
年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1997 (平9)	32.0	29.5	25.0
1998 (平10)			
1999 (平11)	(所得税 32.0 法人税 32.5 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2000 (平12)	(所得税 32.0 法人税 35.8 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2006 (平18)			
2007 (平19)	(所得税 32.0 法人税 34.0 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2013 (平25)			
2014 (平26)	(所得税 32.0 法人税 34.0 酒 税 32.0)	22.3	25.0
2015 (平27)	(所得税 33.1 法人税 33.1 酒 税 50.0)	22.3	
2018 (平30)			
2019 (令元)	(所得税 33.1 法人税 33.1 酒 税 50.0)	20.8	
2020 (令2)	(所得税 33.1 法人税 33.1 酒 税 50.0)	19.5	

令和2年度地方財政計画の概要

< 一般会計 >

< 交付税特会 >

< 地方財政計画 >



(注) ()内は対前年度当初増減計数は四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

令和 2 年度地方財政計画

歳入

		令和元年度	令和2年度		
				増減額	伸率
地 方 税		401,633	409,366	+7,733	+1.9%
地 方 譲 与 税		27,123	26,086	▲ 1,037	▲ 3.8%
地 方 特 例 交 付 金		4,340	2,007	▲ 2,333	▲ 53.8%
地 方 交 付 税		161,809	165,882	+4,073	+2.5%
	法 定 率 分（精 算 減 を 含 む）	152,877	150,898	▲ 1,979	▲ 1.3%
	法 定 加 算 等	2,633	5,187	+2,554	+97.0%
	特 例 加 算	-	-	-	-
	前年度からの繰越金、特会借入金利払等	6,299	9,797	+3,498	+55.5%
国 庫 支 出 金		147,174	152,157	+4,983	+3.4%
地 方 債		94,282	92,783	▲ 1,500	▲ 1.6%
	臨 時 財 政 対 策 債	32,568	31,398	▲ 1,171	▲ 3.6%
	臨 財 債 除 き 地 方 債	61,714	61,385	▲ 329	▲ 0.5%
使 用 料 ・ 手 数 料		16,083	15,761	▲ 322	▲ 2.0%
雑 収 入		43,887	43,776	▲ 111	▲ 0.3%
復旧・復興事業一般財源充当分		▲ 90	▲ 86	+4	▲ 4.4%
全国防災事業一般財源充当分		▲ 312	▲ 335	▲ 23	+7.4%

歳 入 計	895,930	907,397	+11,467	+1.3%
-------	---------	---------	---------	-------

地 方 一 般 財 源	627,474	634,739	+7,265	+1.2%
地 方 一 般 財 源 (全国防災/復旧・復興事業除き)	627,072	634,318	+7,246	+1.2%
地方一般財源(全国防災/復旧・復興 事業及び水準超経費を除く)	606,772	617,518	+10,746	+1.8%

歳出

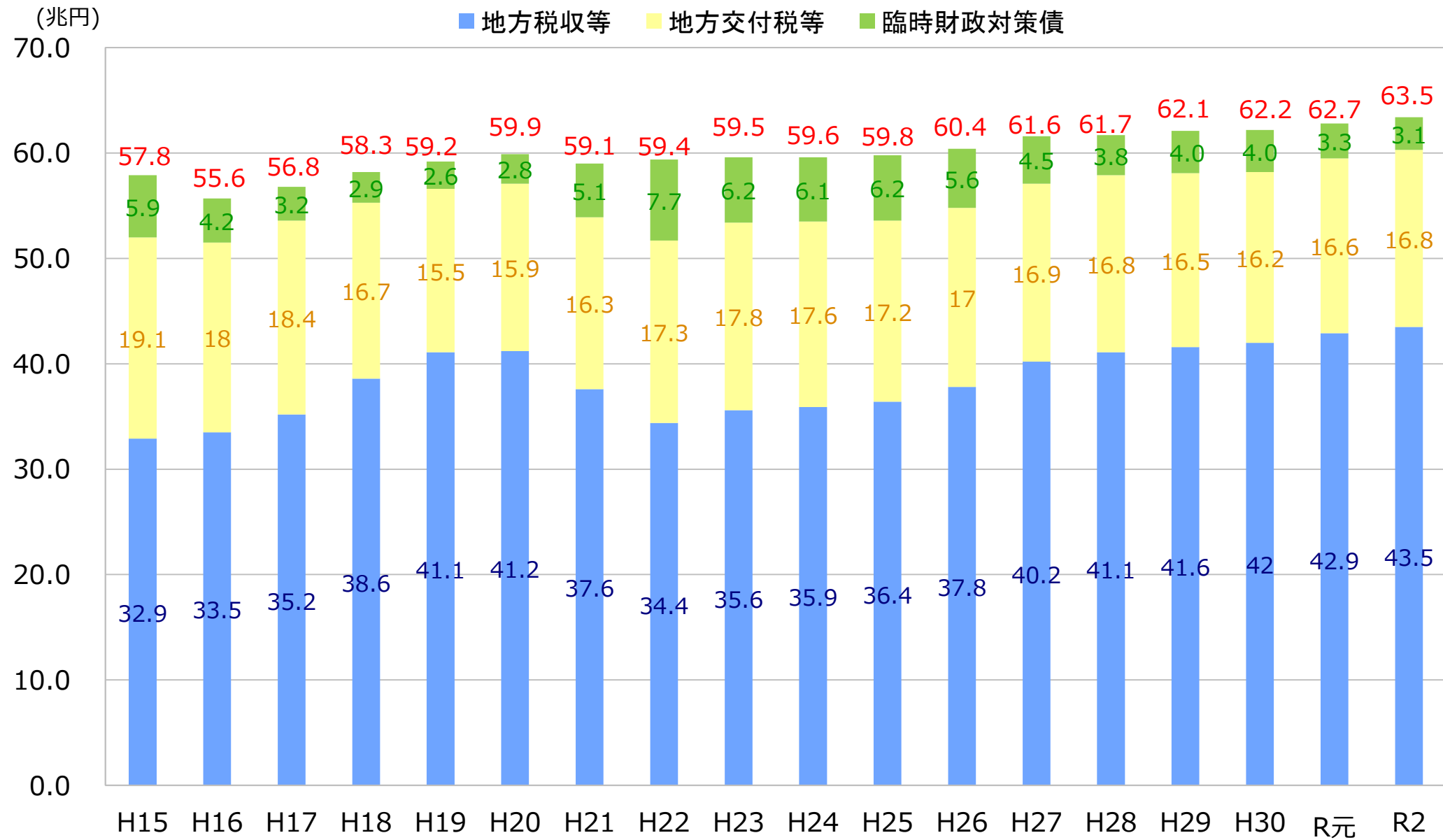
(単位:億円、%)					
		令和元年度	令和2年度		
			増減額	伸率	
給 与 関 係 経 費		203,307	202,876	▲ 431	▲ 0.2%
退 職 手 当 以 外		187,685	187,553	▲ 132	▲ 0.1%
退 職 手 当		15,622	15,323	▲ 299	▲ 1.9%
一 般 行 政 経 費		384,197	403,717	+19,520	+5.1%
う ち 補 助 分		214,845	227,126	+12,281	+5.7%
う ち 単 独 分		144,504	147,510	+3,006	+2.1%
うちまち・ひと・しごと創生事業費		10,000	10,000	-	-
うち地域社会再生事業費		-	4,200	+4,200	皆増
公 債 費		119,088	116,979	▲ 2,109	▲ 1.8%
維 持 補 修 費		13,491	14,469	+978	+7.2%
投 資 的 経 費		130,153	127,614	▲ 2,539	▲ 2.0%
直 轄 ・ 補 助 事 業		69,077	66,477	▲ 2,600	▲ 3.8%
単 独 分		61,076	61,137	+61	+0.1%
うち緊急防災・減災事業費		5,000	5,000	-	-
うち公共施設等適正管理推進事業費		4,800	4,800	-	-
公 営 企 業 繰 出 金		25,394	24,942	▲ 452	▲ 1.8%
う ち 企 業 債 償 還 費		15,383	15,138	▲ 245	▲ 1.6%
水 準 超 経 費		20,300	16,800	▲ 3,500	▲ 17.2%

歳 出 計	895,930	907,397	+11,467	+1.3%
歳 出 計（水 準 超 経 費 を 除 く）	875,630	890,597	+14,967	+1.7%

地 方 交 付 税（入 口 ベース）	155,510	156,085	+575	+0.4%
地方交付税交付金等（一般会計）	159,850	158,093	▲ 1,758	▲ 1.1%
地 方 交 付 税（出 口 ベース）	161,809	165,882	+4,073	+2.5%

（注 1）計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）令和元年度においては上記の他、復興特会からの繰入3,246億円等を財源として、震災復興特別交付税4,049億円を計上。
（注 3）令和 2 年度においては上記の他、復興特会からの繰入3,398億円等を財源として、震災復興特別交付税3,742億円を計上。

地方一般財源総額の推移（地方財政計画ベース）

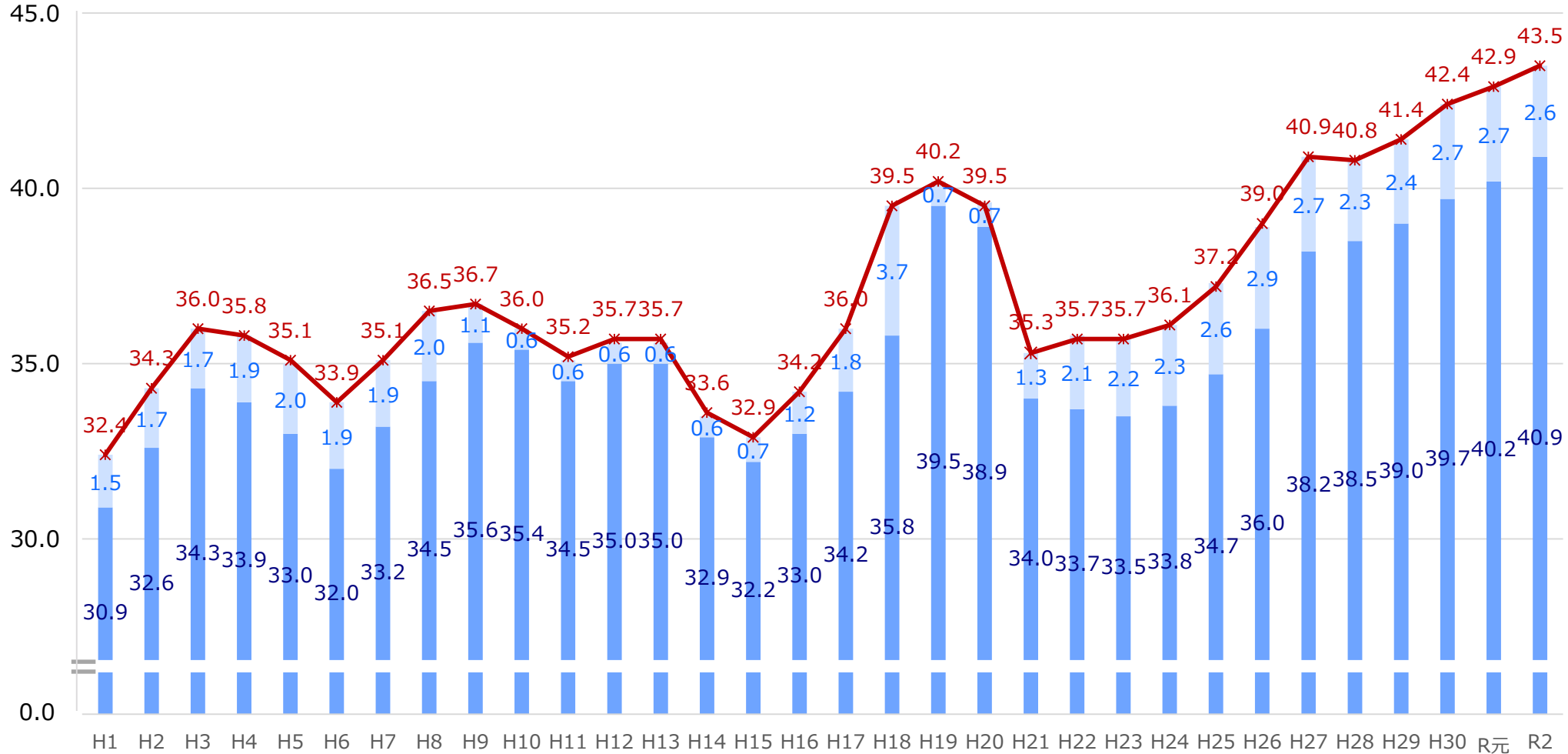


(注) 地方税収等とは、地方税と地方譲与税の合計。地方交付税等とは、地方交付税と特例交付金の合計。

地方税収等の推移

○ 地方税収等（地方税と地方譲与税の合計額）は令和2年度地財計画において43.5兆円と見込まれており、過去最高。

(兆円) 地方税収 地方譲与税収 地方税収等（地方税+地方譲与税）



(注1) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収。平成30年度までは決算額。令和元年度及び令和2年度は地方財政計画額（東日本大震災分含む）。

(注2) いずれも超過課税分、法定外税等を除く。

(出所) 地方財務協会「地方財政要覧」

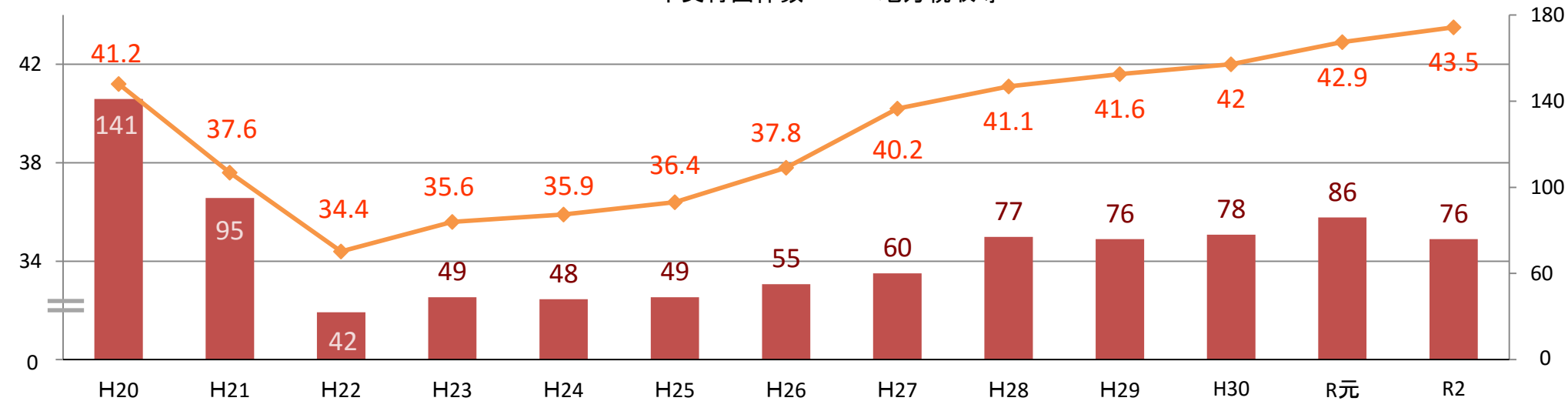
地方税収・地方交付税交付金等の推移（地方財政計画ベース）

◆ 不交付団体数、地方税収等

（団体）

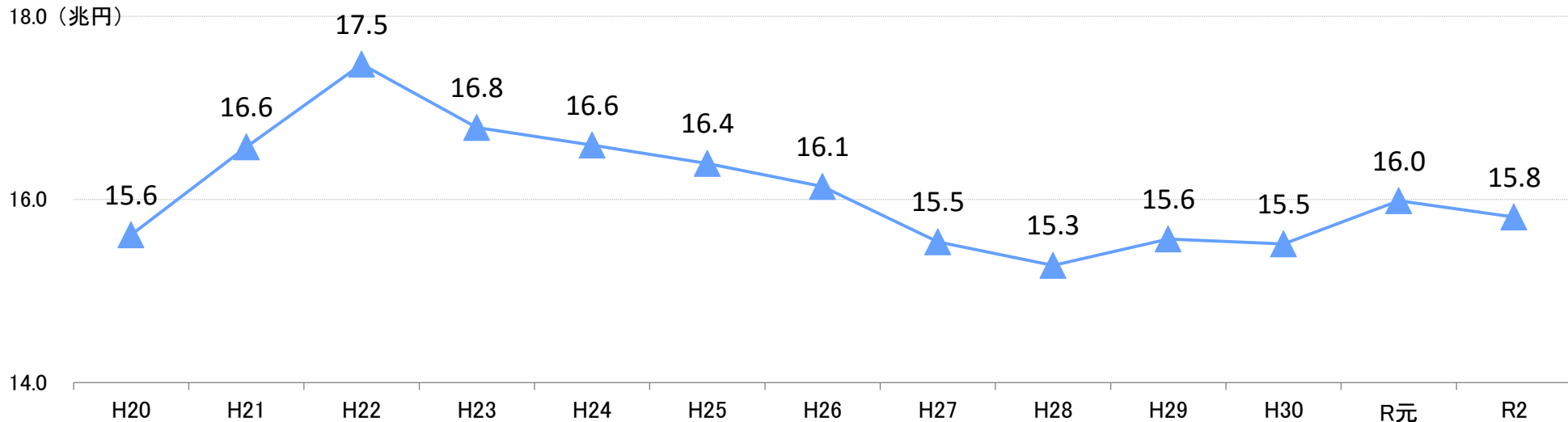
（兆円）

■ 不交付団体数 ◆ 地方税収等

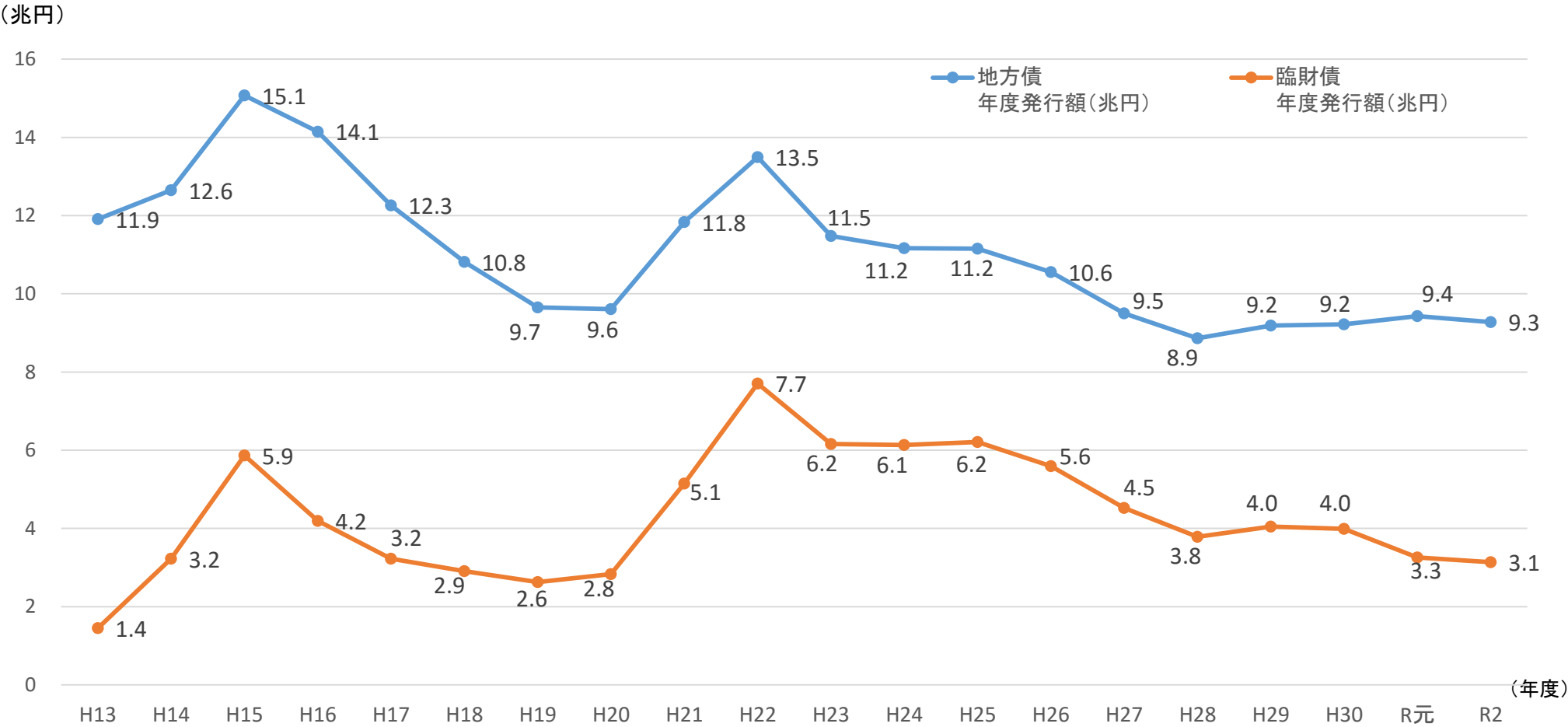


◆ 地方交付税交付金等

18.0 (兆円)

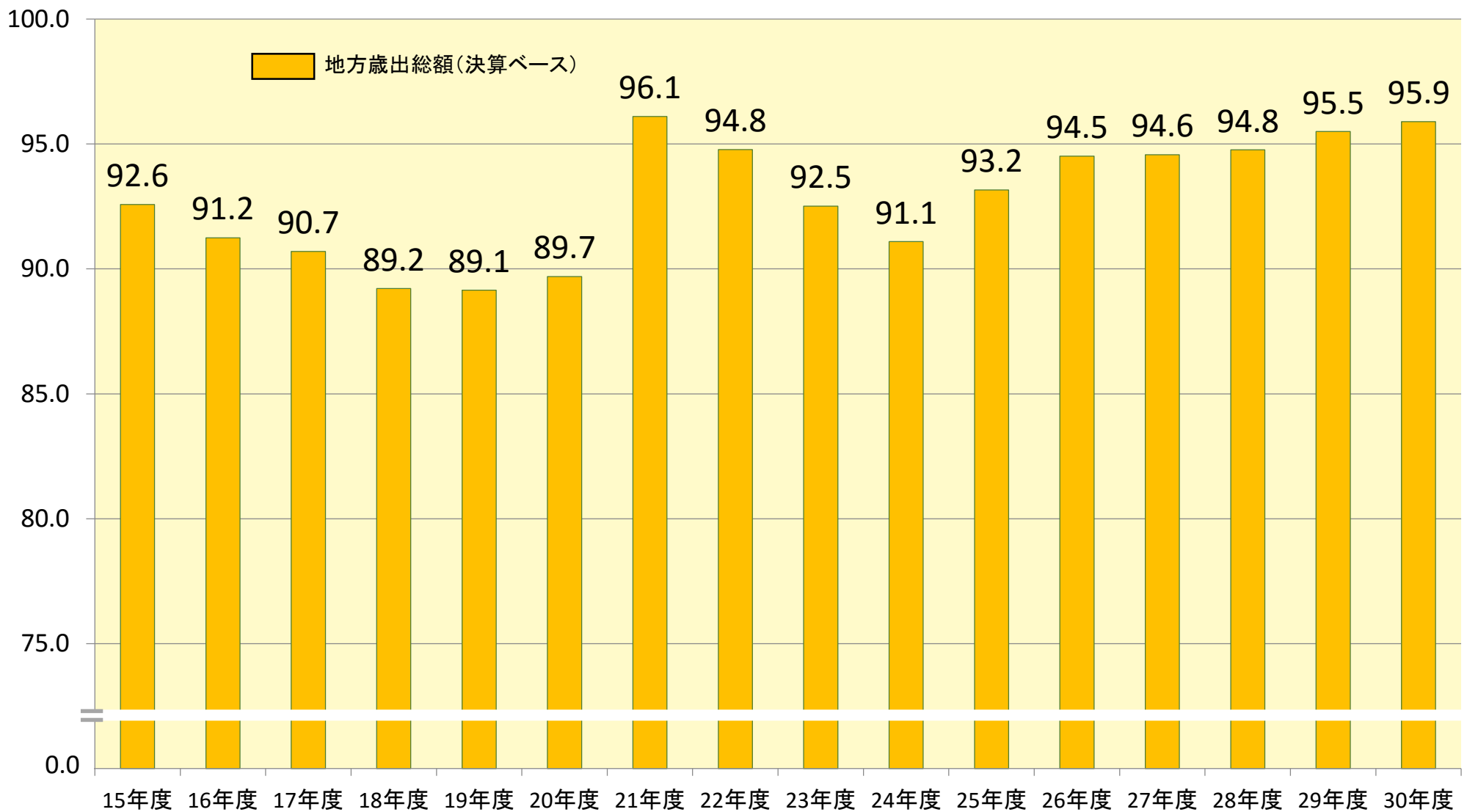


地方債・臨財債の年度発行額（地方財政計画ベース）



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
地方債 年度発行額 (億円)	119,107	126,493	150,718	141,448	122,619	108,174	96,529	96,055	118,329	134,939	114,772	111,654	111,517	105,570	95,009	88,607	91,907	92,186	94,282	92,783
臨財債 年度発行額 (億円)	14,488	32,261	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132	55,952	45,250	37,880	40,452	39,865	32,568	31,398

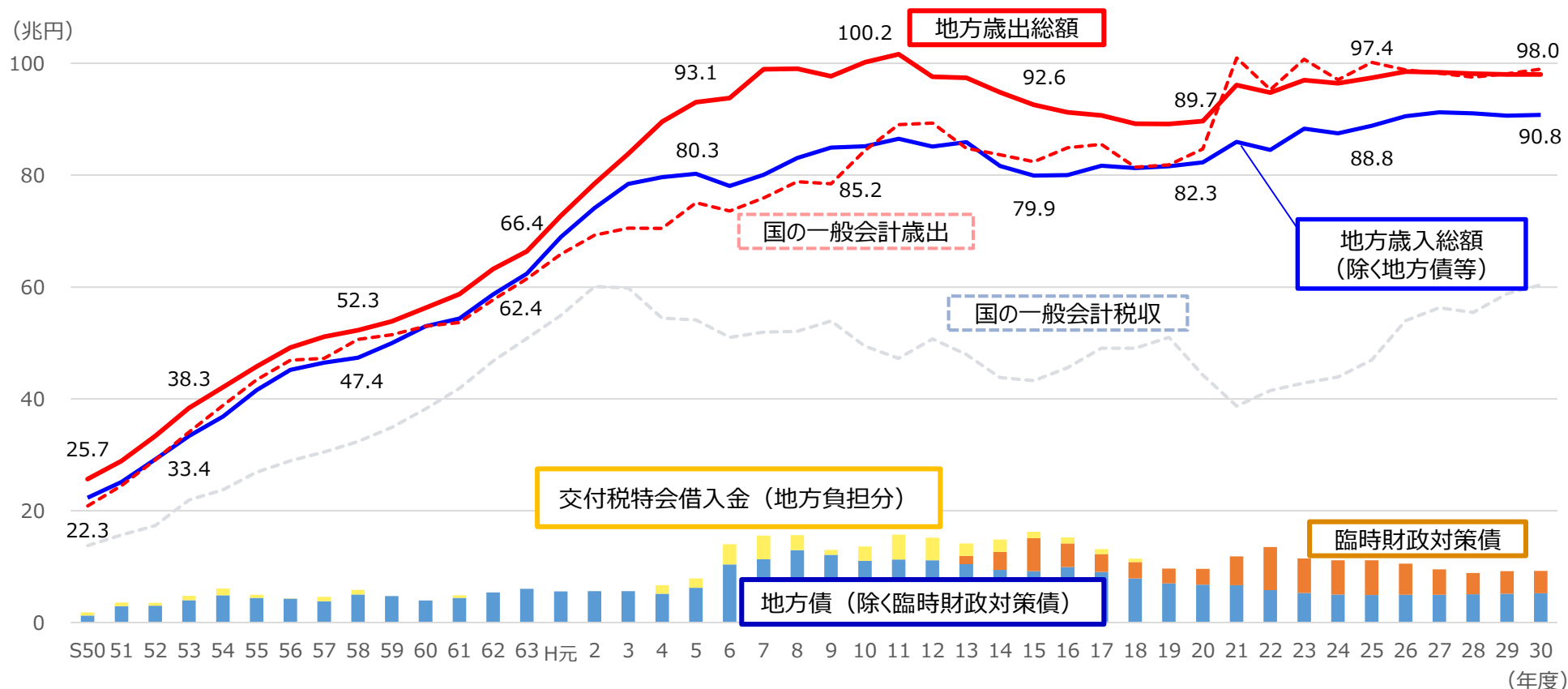
地方の歳出総額（決算ベース）の推移



(注) 地方歳出総額は通常収支分

地方の歳出・歳入の状況

- 地方の歳出・歳入の状況を見ると、平成初めまでは、国と同じように両者が概ね揃って増加。
- 平成前半においては、経済対策に伴う公共事業の拡大等により、地方の歳出は歳入の伸びを超えて拡大。平成10年度以降、地方歳出は抑制されてきており、リーマン・ショックの影響で増加したものの、その後はほぼ横ばいで推移。
- 地方交付税制度による財源保障の下、地方交付税を含む地方の歳入は基本的に歳出に沿う形で推移してきており、国のように歳出・歳入ギャップが拡大し続けるような状況は生じていない。



(出所) 「地方財政計画」、 「地方財政要覧」、 財務省「日本の財政関係資料」

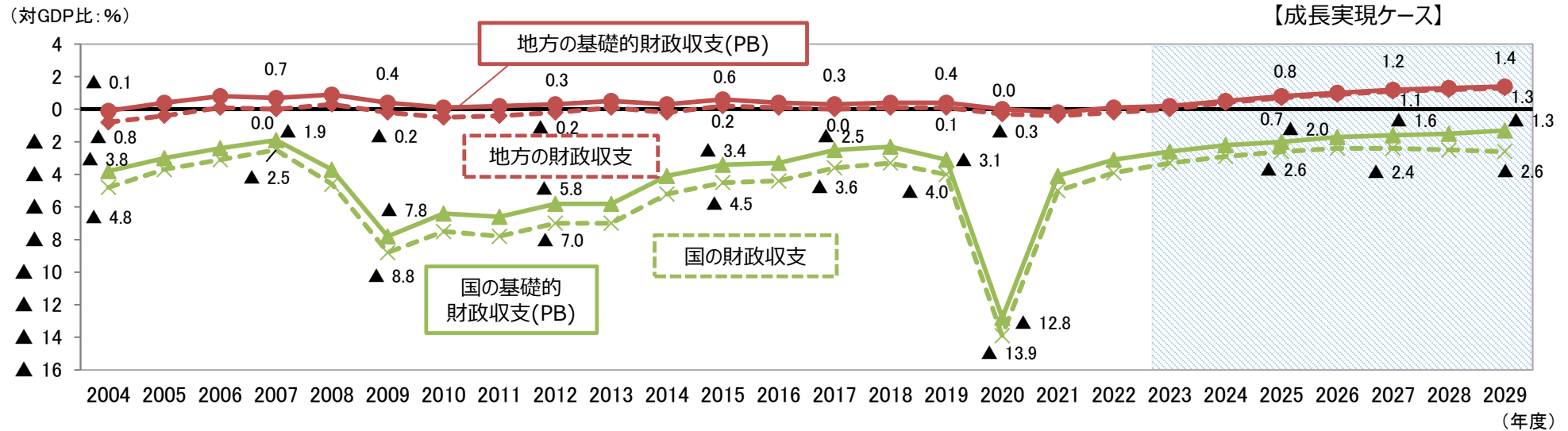
(注1) 地方の歳出・歳入総額は普通会計決算ベース。交付税特会借入金、地方債（除く臨時財政対策債）及び臨時財政対策債は地方財政計画ベース。

(注2) 地方債等は、地方債（臨時財政対策債を含む。）及び交付税特会借入金（地方負担分）。

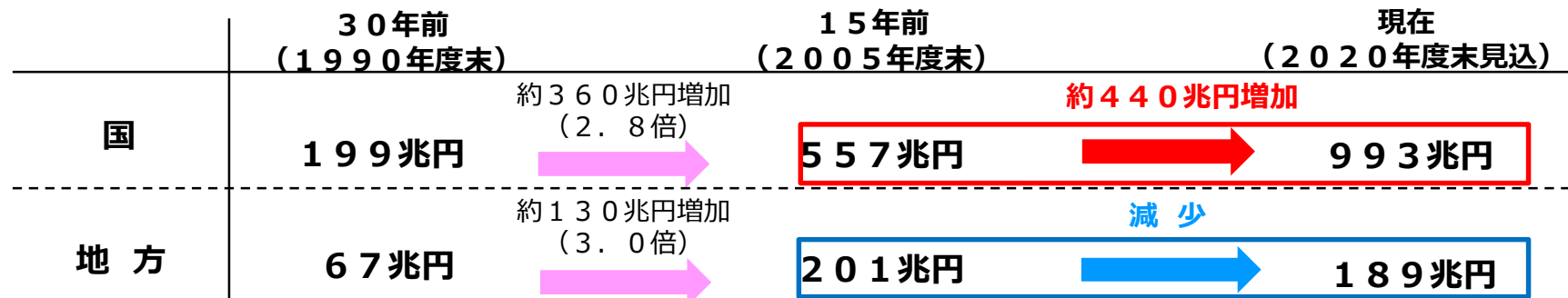
国と地方の財政状況

- 地方の基礎的財政収支（PB）は一貫して黒字となっており、財政収支も近年は黒字を継続。
- 2025年度のPB黒字化目標は国・地方合わせた目標。仮に中長期試算の成長実現ケースのとおりに国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。
- 債務残高を見ると、平成前半は国・地方が同じペースで増加したが、平成後半は国の残高が増加する一方で地方は減少。

◆ 基礎的財政収支（PB）・財政収支の推移（フロー）



<国と地方の長期債務残高の推移（ストック）>

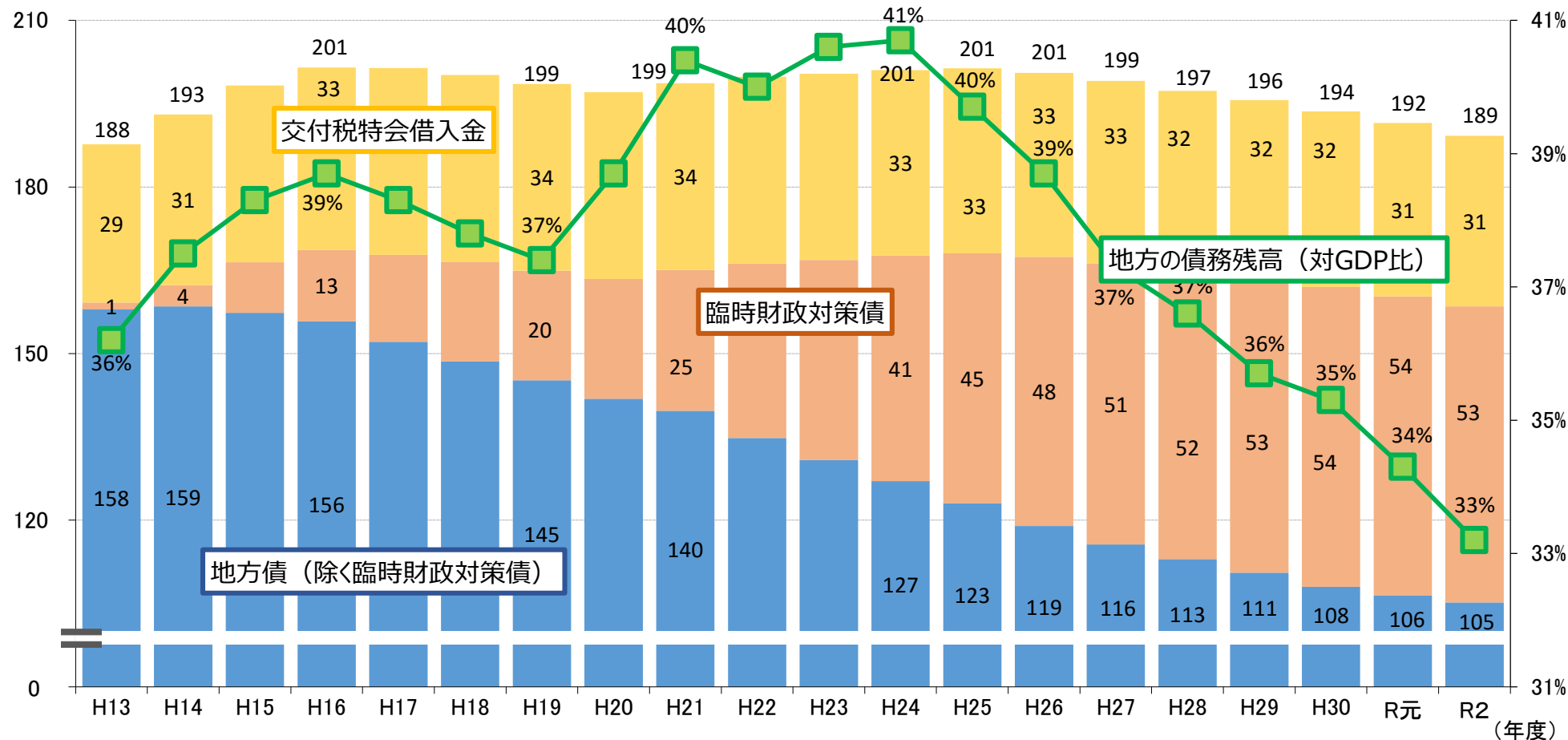


地方の債務残高の推移

- 建設地方債（臨時財政対策債を除く地方債）の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録した後、足元では108兆円まで減少。
- 地方の特例公債に相当する臨時財政対策債は、平成13年度の創設以降累増してきたものの、近年は増加のペースが鈍化し、令和元年度、2年度においては減少見込み。
- この結果、地方の債務残高は、金額では平成26年度以降7年連続、対GDP比では平成25年度以降8年連続で減少見込み。

（債務残高：兆円）

（債務残高対GDP比：％）



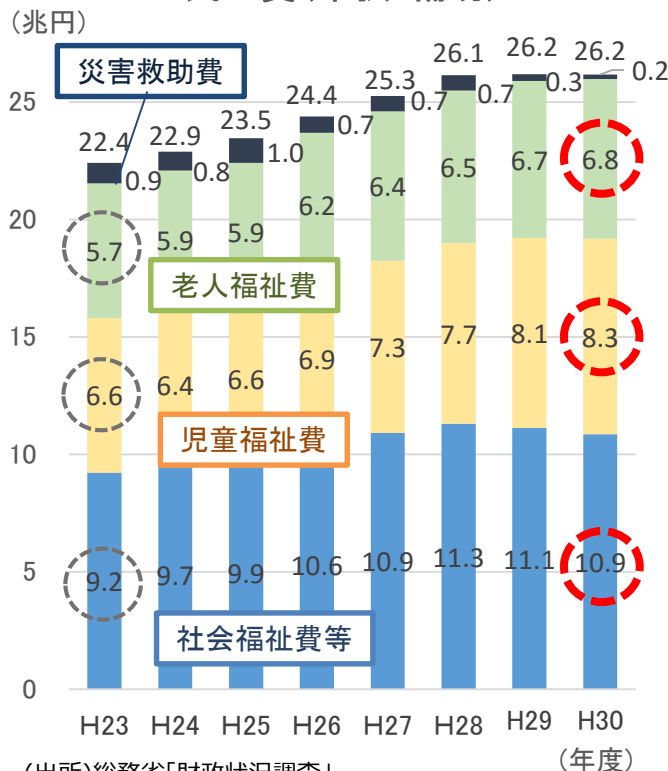
（注）平成30年度までは決算ベース、令和元年度、2年度は見込み。

（出所）「地方財政計画」等

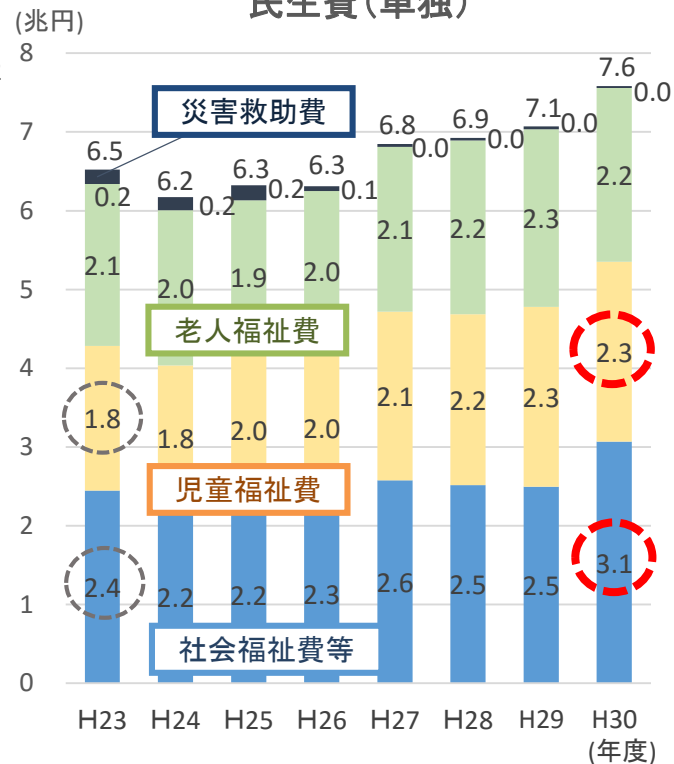
一般行政経費のうち社会保障等に係る経費（民生費）の推移

- 地方における社会保障等に係る経費（民生費）の推移を見ると、老人福祉費、児童福祉費、その他の社会福祉費等（生活保護費を含む）とも増加してきている（決算ベース）。
- 地方単独事業の増要因については、高齢化による社会保障経費の「自然増」を挙げる向きもあるが、老人福祉費の伸びが微増にとどまっており、必ずしも当たらない。
他方、補助事業については、高齢化による後期高齢者医療や介護、生活保護、障害者自立支援等に係る地方負担分経費の増を反映した増加が認められる。
- 社会保障関係の補助事業に係る経費は今後も高齢化に伴って増加することが想定され、地方においても歳出効率化に取り組むことが不可欠。

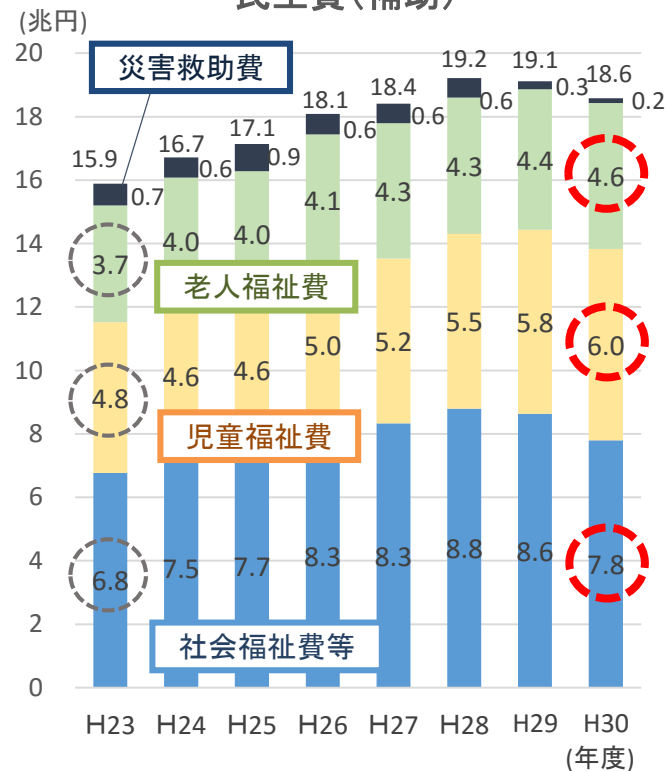
民生費(単独・補助)



民生費(単独)



民生費(補助)



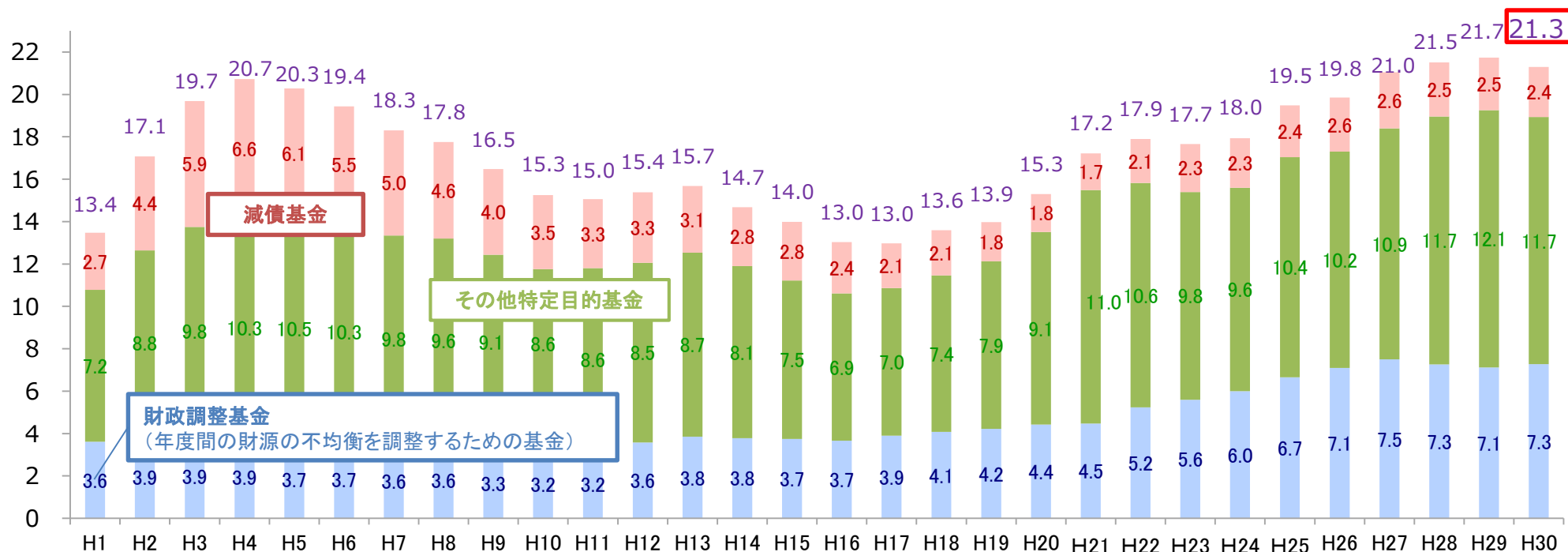
(出所)総務省「財政状況調査」
(注) 都道府県および市町村の決算額の合計。一部重複を含む。

地方の基金残高の推移（通常収支分）

- 平成30年度末の地方の基金残高は、21.3兆円（対前年度比▲0.4兆円）。
- 年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマン・ショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加してきたが、平成30年度は微減となった。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「其他特定目的基金」も、近年増加してきたが、平成30年度は微減となった。ただしこの中には、「地域医療介護総合確保基金」(参考1)や「国民健康保険財政安定化基金」(参考2)など、国の社会保障関連の施策に伴う増加が含まれることに留意。

(参考1) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税率の8%への引上げを財源として平成26年度に設置。

(参考2) 国保財政の安定化を図るため平成27年度に設置。平成30年度まで国費により計2,000億円の積立てが行われている(平成29年度は保険料の激変緩和等のため別途800億円を積立て)。



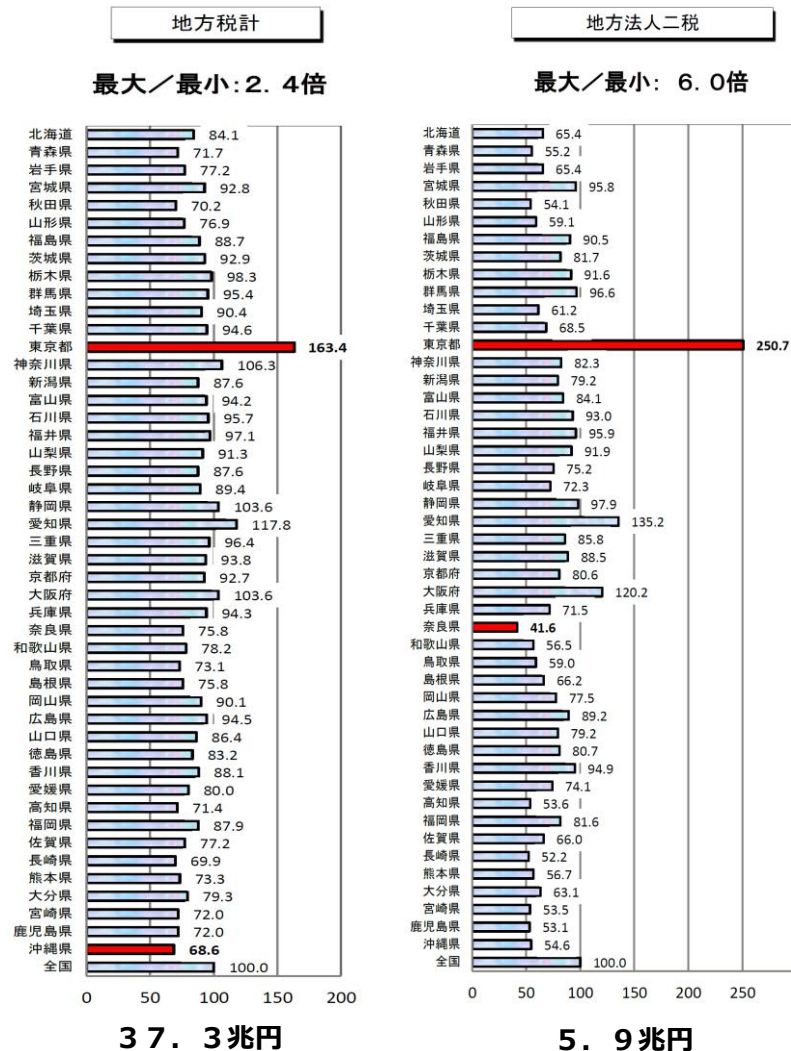
(出所) 総務省「地方財政状況調査」等

(注) 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計。

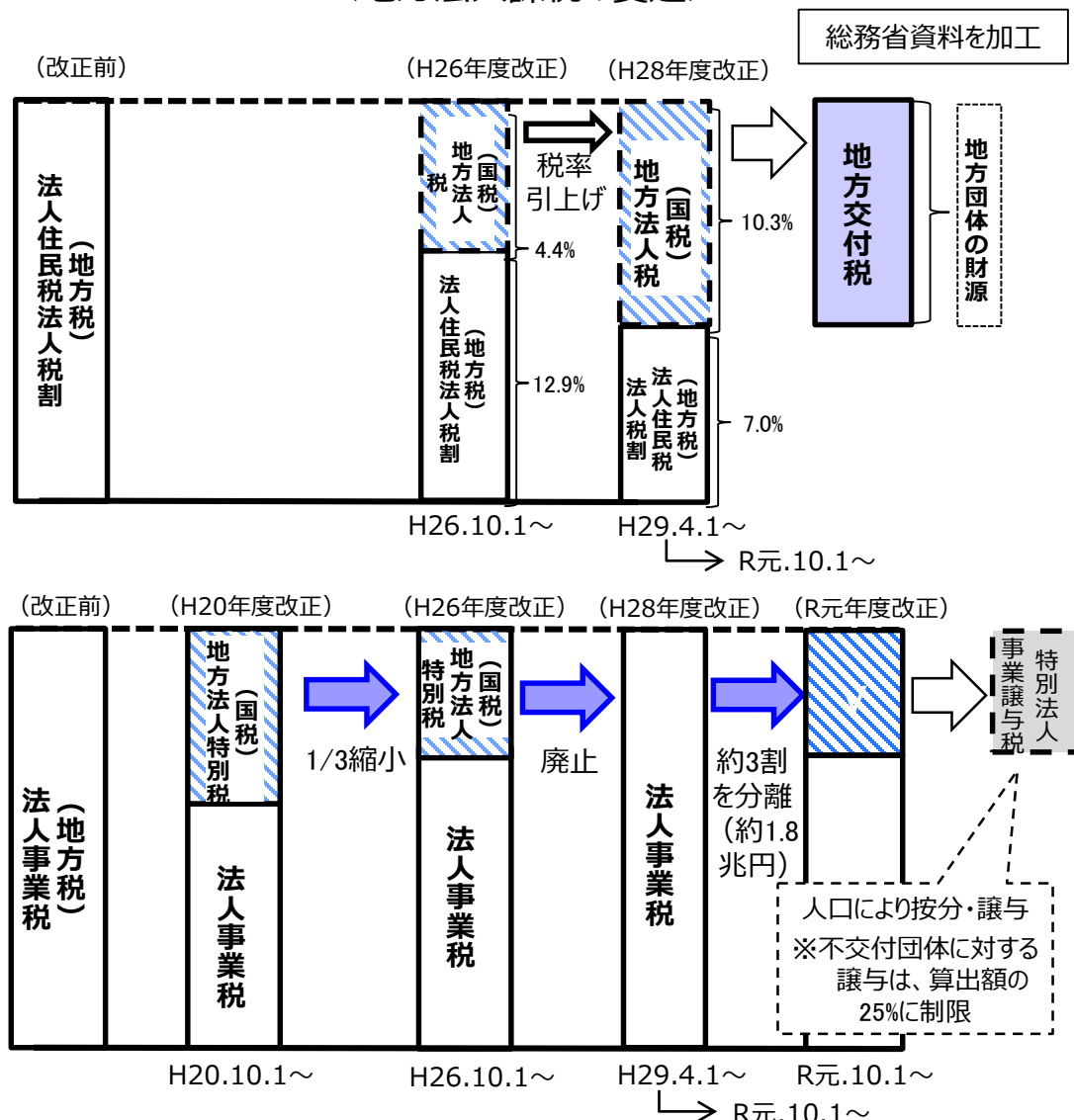
地域間での税収格差と偏在是正

○ 地方法人二税は、地方税の中でも特に地域間の税収格差が大きく、これまで累次の偏在是正措置がとられてきている。

◆ 各都道府県における人口一人当たり税収
(全国平均 = 100、平成25～29年度決算額平均)



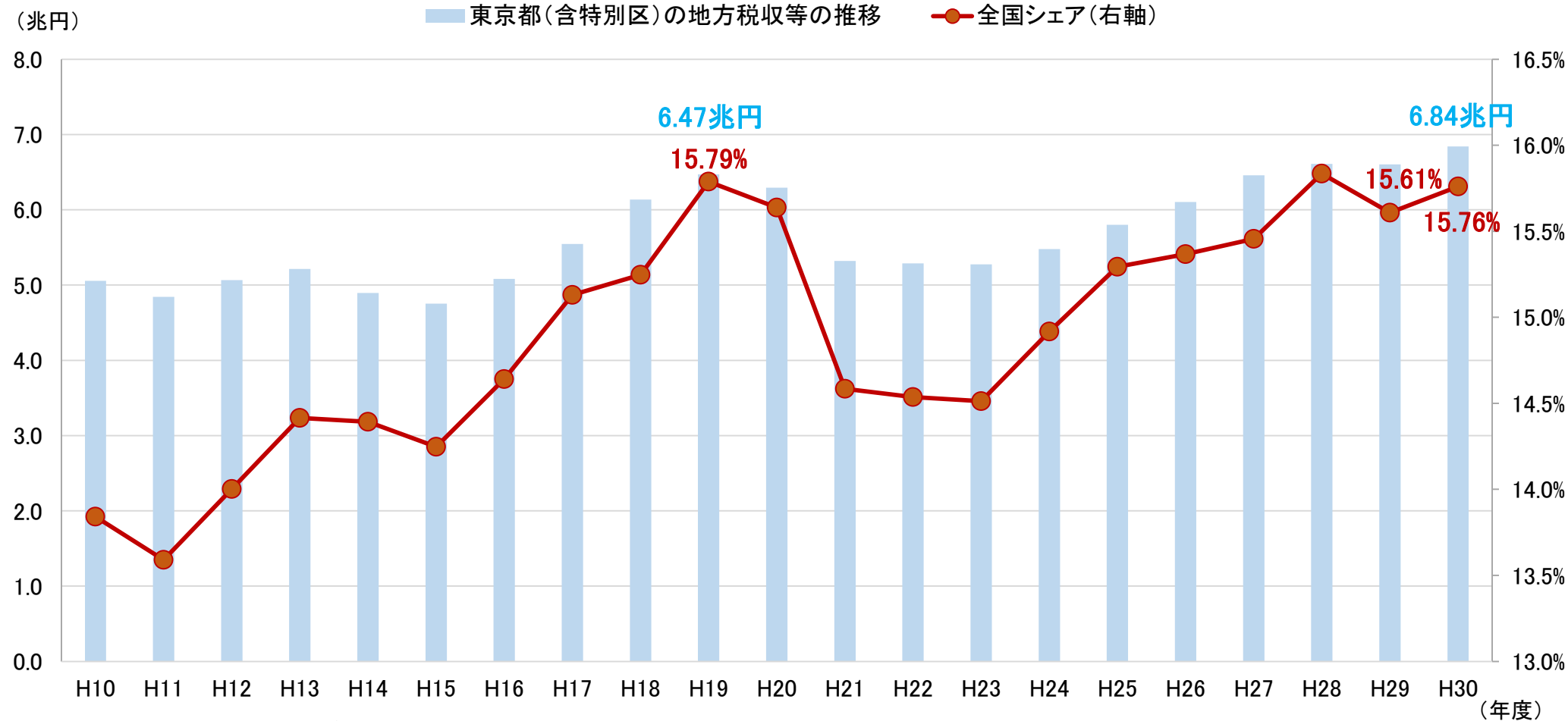
＜地方法人課税の変遷＞



(注) 上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

東京都（含特別区）の地方税収等の推移と全国シェア

○ 地方税収等が過去最高水準に達する中で、東京都及び特別区の地方税収等も増加しており、全国の地方税収等に占める東京都のシェアは近年で最高水準となっている。



(注)地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額（超過課税分、法定外税等を含む）。

(出所) 総務省「地方財政状況調査」

不交付団体の一覧（令和２年度）

【都道府県】 東京都（特別区含む）

【市町村】

北海道	泊村
青森県	六ヶ所村
宮城県	大和町
	女川町
福島県	広野町
	大熊町
茨城県	つくば市
	守谷市
	神栖市
	東海村
栃木県	芳賀町
埼玉県	戸田市
	和光市
	八潮市
	三芳町
千葉県	市川市
	成田市
	市原市
	君津市
	浦安市

千葉県	袖ヶ浦市
	印西市
東京都	立川市
	武蔵野市
	三鷹市
	府中市
	調布市
	小金井市
	国分寺市
	国立市
	多摩市
	瑞穂町
	川崎市
神奈川県	鎌倉市
	藤沢市
	厚木市
	海老名市
	寒川町
	箱根町
	愛川町

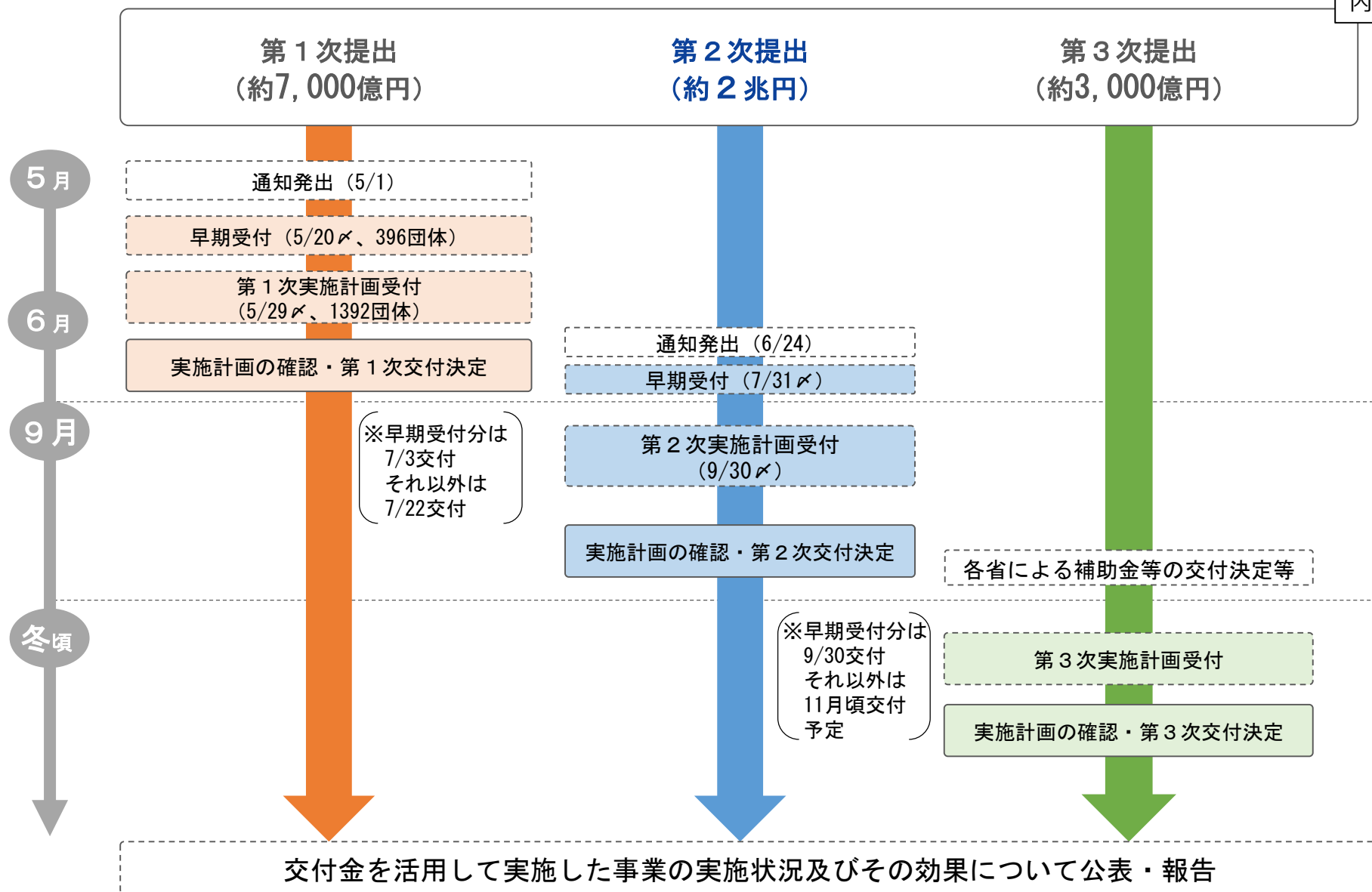
新潟県	聖籠町
	刈羽村
福井県	おおい町
山梨県	昭和町
	忍野村
	山中湖村
長野県	軽井沢町
静岡県	富士市
	御殿場市
	湖西市
	長泉町
愛知県	豊橋市
	岡崎市
	碧南市
	刈谷市
	豊田市
	安城市
	小牧市
	東海市
	大府市

愛知県	高浜市
	日進市
	みよし市
	長久手市
	豊山町
	大口町
	飛島村
	幸田町
三重県	四日市市
	川越町
滋賀県	竜王町
京都府	久御山町
大阪府	田尻町
兵庫県	芦屋市
福岡県	苅田町
佐賀県	玄海町

計 7 6 団体

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今後のスケジュール

内閣府資料



公営企業繰出金（令和２年度地方財政計画）

（単位：億円）

区 分	収 益 勘 定	資 本 勘 定	合 計
水 道 事 業	305	844	1,149
交 通 事 業	205	410	615
病 院 事 業	4,848	2,777	7,625
下 水 道 事 業	4,756	9,541	14,297
そ の 他 の 事 業	951	305	1,256
合 計	11,065	13,877	24,942

（出所）総務省「令和２年度地方団体の歳入歳出総額の見込額－令和２年度地方財政計画－」

下水道事業に対する地方財政措置の概要

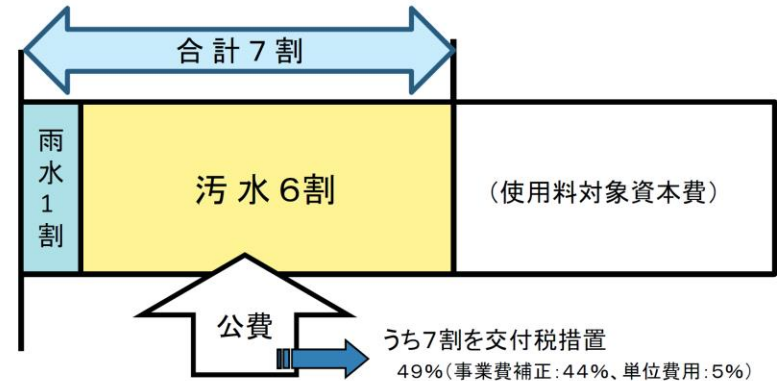
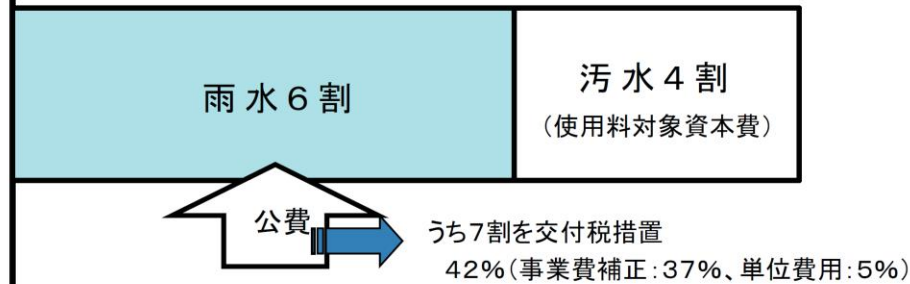
総務省資料

〔公費部分について公営企業繰出金として
地方財政計画に計上〕

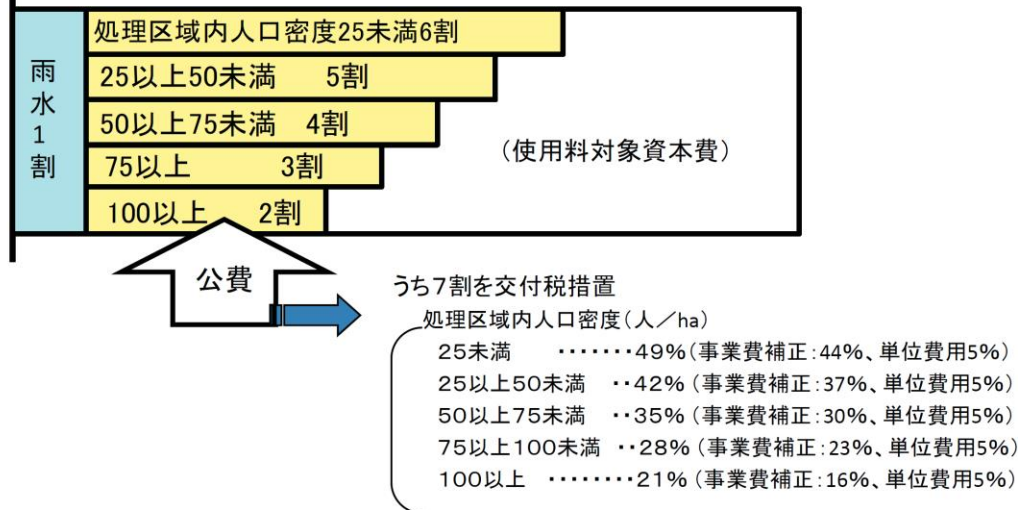
公共下水道

公共下水道以外(集落排水施設等)

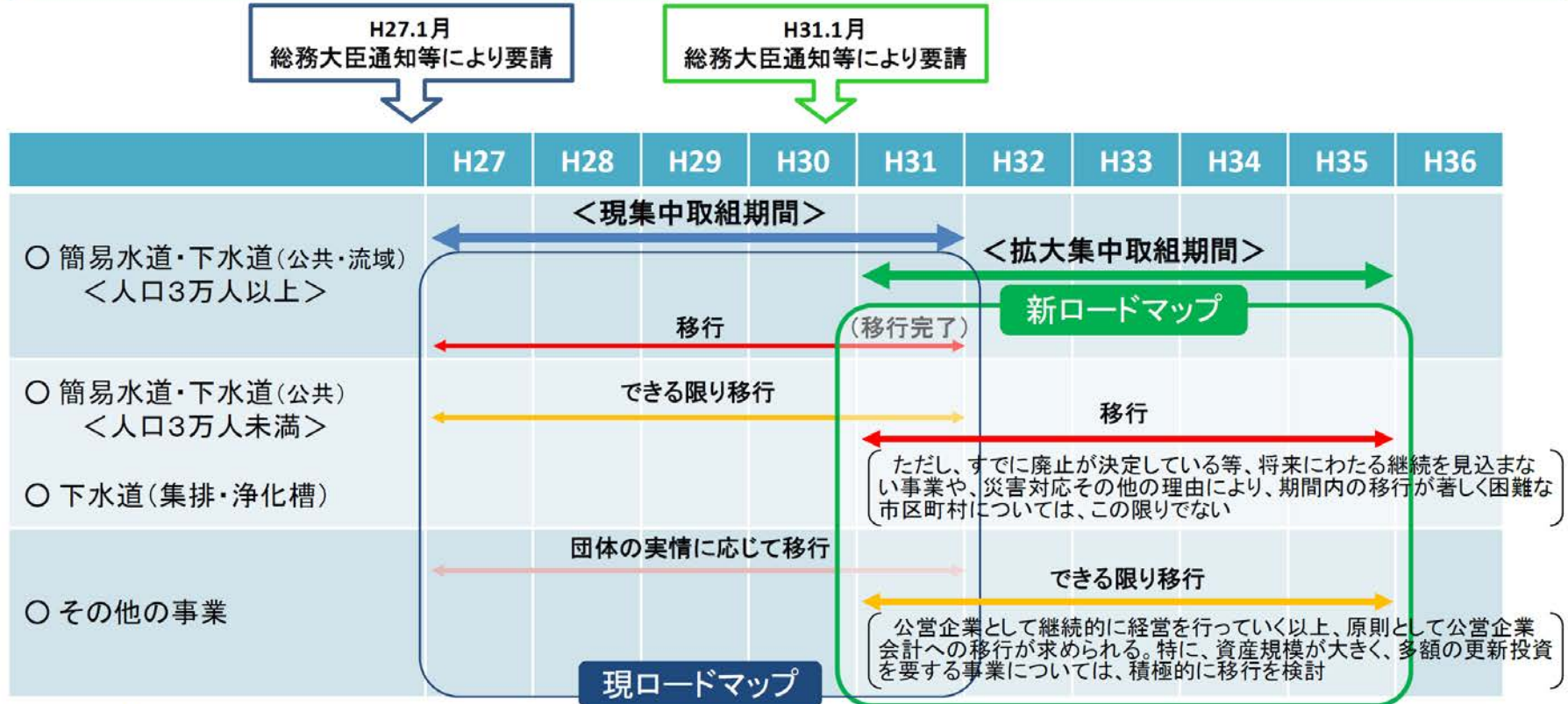
合流式



分流式



公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。